

岩手県告示第165号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

平成30年2月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 河川の名称 長部川水系長部川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 平成30年2月27日
- 3 廃川敷地等の位置 陸前高田市気仙町字湊236番、237番、238番、239番
- 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 92.72平方メートル

備考 関係図面は、岩手県県土整備部河川課及び沿岸広域振興局土木部大船渡土木センターに備えておいて縦覧に供する。